

# 宍粟市・千種町のサポート

契約完了後の動きとして、宍粟市では移住や起業に際しての「支援制度」を設けています。

移住や起業の負担を少しでも少なくする為にも、ぜひご相談・ご活用ください。

**(注)宍粟市役所・千種市民局では、千種町商店街空き店舗に関する相談はできません。  
宍粟市役所・千種市民局には、空き店舗の持ち主と契約を結んだ後に、相談する事をお勧めします。**

## 【起業に関する支援】

起業家支援助成金：市内で新たに起業する者に対して、起業に要する費用の一部を助成します。

(産業部 商工観光課)

IT 関連事業所支援事業補助金：市内の空き家・空き店舗を利用して、市内で IT 関連事業所を開設する場合に要する賃借料・通信回線使用料・施設の改修費の一部を助成します。(産業部 商工観光課)

## 【耐震に関する支援】

簡易耐震診断推進事業補助金：昭和56年以前に建てられた住宅の耐震性を知りたい時・「宍粟市住まいの耐震改修促進事業」を計画する時・バリアフリーリフォームを行う場合は耐震診断が必要になります。(建設部 住宅土地政策課)

住まいの耐震改修促進事業補助金：昭和56年5月以前に着工され、耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された住宅を対象に、耐震改修工事などにかかる費用の一部を補助します。(建設部 住宅土地政策課)

それ以外でも宍粟市は「まちづくり」「環境・生活」「防犯・防災」「住まい・生活道路」「妊娠・出産・子育て」「福祉」「農業」「林業」「商工業・観光」「新型コロナウイルス観戦対策緊急支援」等様々な分野で皆さんの行動をサポートしています。

分野別の主な補助事業・詳しいお問い合わせなどは。

【宍粟市役所】

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

電話：0790-63-3000 (代表)

開庁時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (土曜、日曜、祝日、年末年始は除く)